第80号 平成29年3月31日

平成29年3月31日 第80号

編 集 松 山 市 農 業 委 員 会 発 行 松山市二番町四丁目7番地2 〒790-8571 (NL 089-948-6631)

印刷株式会社プロック

# ◇女性パワーあかれる農業委員を紹介します!◇

興居島地区で、およそ 4ha の経営面積を持ち、紅まどんな、伊予柑、 完熟デコポン、せとか、甘平、なつみなどの柑橘類を中心に栽培してい る青井和子さん。

農作業に取り組む傍ら、農業委員を務め、女性ならではの行動力と明るい笑顔で地域のリーダーとして活躍されています。

### 女性の視点必要

愛媛県女性農業委員の会会長を務め、女性のリーダーとして活躍されている青井さんですが、「松山市では女性農業委員が一人という状態。これでは何もできない。」と、まだ多くの女性の力が必要だと言います。「きめ細やかな女性独自の視点を取り入れるために、松山市の女性農業委員を増やすことが目標。」と力強く話されました。



由良町 青井 和子 さん



研修生とビニールハウスの 組み立て作業をする様子

## 人脈を広げることができる

青井さんは農業指導士の資格を生かし、研修生を受け入れるなど、新規就農者への技術継承にも積極的に取り組まれています。「教えるばかりではなく、自分も一緒に勉強していける。」「研修生を受け入れることで、農家と研修生、さらに研修生同士と、人脈を広げてあげることができるし、自分も多くの人と出会うことができる。」と笑顔で話されました。

# 第157回松山市農業委員会総会



第 157 回松山市農業委員会総会が 1 月 30 日 (月) に えひめ共済会館 4 階「豊明」において開催されました。 はじめに、「農業委員及び農地利用最適化推進委員 の募集要項について」という議題のもと、推薦人の要件や手続き方法、推薦書や応募書の書き方等の説明が 行われました。

また、平成 28 年度農地転用追跡調査結果報告、農業者年金の加入推進、家族経営協定、全国農業新聞の普及推進等の説明や報告が行われました。

委員研修会では、JA愛媛中央会常務理事の伊賀上 恒英氏から「農協法改正とその対応について」と題し て講演がありました。

# 農業委員視察研修 H28/11/1~2

# 11月1日(火) 岩国市農業委員会 (山口県岩国市 岩国市役所内)

岩国市農業委員会は、すでに改正農業委員会 法施行後の新体制に移行しているため、移行の

流れや委員の選考について説明を受けました。

今年新体制に移行する本市にとって有意義な話を聞くことができました。



# 11月2日(水) 広島県立総合技術研究所農業技術センター(広島県東広島市)

まず、広島県農業の現状について説明を受けました。そして省力安定生産や軽労働化、品種

選定など農業技術に関する試験研究と開発技術について説明を受けました。

また、ハウス等の施 設見学も行いました。



# 第11回 まっやま農林水産まつり





2月18日(土)、19日(日)、アイテムえひめにて「第11回まつやま農林水産まつり(松山市農業委員会後援)」が開催されました。

会場には、地元生産者が収穫した新鮮な農作物や瀬戸内海の水産物の販売、餅つきなど様々なブースが出展されました。また、水軍太鼓や農林水産クイズなど、まつりを盛り上げるステージイベントも多数実施され、会場は2日間で約3万9,800人の来場者で賑わいました。

## ● 平成29年度 農地部会予定

	== 4 + 1 7   7				
申請締切日		開			
月	日	月	日		
3	17 (金)	4	10 (月)	725	
4	18 (火)	5	10 (水)	726	
5	18 (木)	6	9 (金)	727	
6	16 (金)	7	10 (月)	728	
7	18 (火)	8	10 (木)	729	
8	18 (金)	9	11 (月)	730	
9	15 (金)	10	10 (火)	731	
10	18 (水)	11	10 (金)	732	
11	17 (金)	12	11 (月)	733	
12	18 (月)	1	10 (水)	734	
1	18 (木)	2	9 (金)	735	
2	16 (金)	3	9 (金)	736	

※日程は都合により変更される場合があります。

#### 広 告

# 全国農業新聞

営農に役立つ情報が満載!

○発 行 日 月4回金曜日

○購読料月額700円(送料共)

○お 問 合 せ 松山市農業委員会事務局 TEL 089-948-6628



第44回四国県都四市農業委員会会長協議会が 11月16日(水)に坂の上の雲ミュージアム3階会議 室において開催されました。

はじめに、該当者2名に職員表彰が行われました。 次に、四市がそれぞれ提出している議題について協議を行い、四市とも積極的に意見を出し合いました。

その後、坂の上の雲ミュージアムを見学し、JA えひめ中央の太陽市を視察しました。

# 

## 次の条件を満たす方ならどなたでも加入できます!

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間 60 日以上農業従事
- ③ 20 歳以上 60 歳未満
- ◆保険料は月額2万円から6万7千円まで。千円単位で自由に設定できます。
- ◆加入と脱退は自由、再加入もいつでも可能。
- ◎加入には2つの種類があります。
- ①保険料補助を受けない【通常加入】
- ②保険料補助を受ける【政策支援加入】
- ※補助期間中は自己負担と合わせて月額2万円で 固定されます。

お問合せ先 松山市農業委員会事務局 農業者年金担当 (Tel 089-948-6631)



平成29年3月31日 第80号

## 農地の賃借料情報の提供

平成 28 年 1 月から 12 月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりです(10a 当たり・年額)。
☆平成 21 年 12 月施行の「農地法の一部を改正する法律」により、標準小作料は廃止されました。
☆金額はあくまでも参考です。実際の契約を拘束するものではありません。

	多句 ( )。人协约人们。						
1 田(水稲)の部							
締結(公告)	締結(公告)された地域		最 高 額	最 低 額	件数		
旧松山市	基盤整備地域	整備地域 該 当 な し					
ППДПП	未整備地域	6,500円	13,700円	4,000円	155件		
   旧北条市	基盤整備地域	該 当 な し					
旧北米川	未整備地域	6,700円	17,200円	2,000円	32件		
旧中島町		該 当 な し					
2 畑(普通畑)の	部						
締結(公告)	締結(公告)された地域		最 高 額	最 低 額	件数		
   旧松山市	基盤整備地域 該 当 な し						
ППДПП	未整備地域	9,100円	16,600円	5,400円	3件		
l 旧北条市	基盤整備地域 該 当 な し						
川北水川	未整備地域	11,900円	11,900円	11,900円	2件		
旧中島町		該 当 な し					
3 畑(樹園地)の部							
締結(公告)された地域		平 均 額	最 高 額	最 低 額	件数		
旧松山市	基盤整備地域	整備地域 該 当 な し					
ПЛАПП	未整備地域	4,400円	4,400円	4,400円	1件		
旧北条市	基盤整備地域	盤整備地域 該当なし					
旧40米川	未整備地域	33,800円	36,300円	31,200円	2件		
旧中島町	旧中島町 該当なし						

- ※1 旧松山市、旧北条市、旧中島町の地域別に集計しています。
- ※2 件数は集計に用いた筆数です。
- ※3 金額は100円未満を四捨五入しています。

# 農地の売買や貸借、農地以外に使用する場合は許可が必要です

耕作目的

・・・農地として他人に売買・貸借

転用目的

- ・・・・ **市街化区域以外の農地**を 農地以外の目的で、
  - ★自分で使用する
  - ★他人に売買·貸借する

※許可なく住宅、店舗、車庫、駐車場、資材置場、山林などにできません。

※市街化区域の転用は、届出が必要です。

#### 原形変更届出

切土あるいは盛土をし田・畑として利用する場合は、 着手する日の30日前までに届出が必要です。

## 農地相続の届出

相続などで農地の権利(所有権・賃借権)を取得したときは、農業委員会への届出が必要です。

まずは、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

松山市農業委員会事務局

農地調整・転用担当

(Tel 089-948-6627-6629-6630)



農地を貸し借りしたいなら…

## **【利用権設定がおすすめです!**

#### ☆主なメリット☆

- ・貸した農地は期限が来れば必ず返ってきます。 離作料も不要です。
- ・登記書類等の提出が原則不要です。
- ・手続きが比較的簡単です。

#### ★主な注意点★

- ・市街化区域の農地には利用権設定ができません。
- ・農地法の手続きより少し時間がかかります。
- ・期間の途中で解約する場合は手続きが必要です。

口約束で農地を貸し借りしていると、後々思わぬトラブルになるおそれがあります。

利用権設定で、安全安心な農地の貸し借りをおすすめします。

まずは、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 松山市農業委員会事務局 利用権設定担当

(Tel 089-948-6631)



## ◆◆ 耕作証明願の様式変更について ◆◆

平成 29 年度から、耕作証明願の様式が変わります。新しい様式や記入例は、農業委員会事務局の窓口に備え付けているほか、松山市ホームページからもダウンロードできます。

なお、申請にあたっては、下記の点にご注意ください。

#### ● 申請人

「農家世帯の経営主」が記入・押印してください。

#### 2 委任状

耕作証明書を受け取ることができるのは、原則、**「申請人」**又は **「世帯員等として農地台帳に登載されている人」**です。

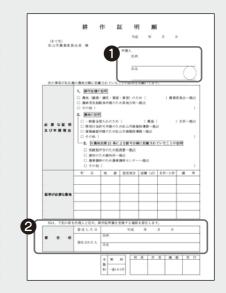
それ以外の人が受け取る場合にのみ、この欄の記入が必要です。 (別途、申請人が記入・押印した委任状の添付でも可。)

#### 本人確認について

耕作証明書の受け取りの際には、下記のような<u>「官公署発行の本人確認書類」</u>(有効期限があるものは、その期限内のもの)を「1点」提示してください。

例) 運転免許証、運転経歴証明書、住基カード、個人番号(マイナンバー)カード【※】、パスポート、身体障害者等手帳、各種被保険者、各種医療受給者証、年金手帳、年金証書、など

【※】個人番号(マイナンバー)通知カードは、本人確認書類としては使えません。



お問合せ先 松山市農業委員会事務局 農地調整・転用担当 (Tel 089-948-6627・6629・6630)